

## 明治初期小新聞にみる〈娘〉と三味線

### —遊芸の近代に関する一考察—

歌川光一<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科博士課程・日本学術振興会特別研究員

本稿は、明治初期小新聞における〈娘〉の三味線習得をめぐる議論の検討を通じて、同時期における青少年女子の遊芸習得の社会的位置づけについて考察する。近世後期において三味線は、武家奉公を目的とする町人層の青少年女子に習得されたが、明治初期小新聞において、編集者側、投書家双方から、就学を妨げる因習として批判に晒される。ただし、当時、就学を通じた将来像が社会的に共有されていなかったため、とりわけ投書家間で、青少年女子の三味線習得それ自体への批判は徹底しなかった。以上から、「国家に益なき遊芸」観が支配的だったとされる明治初期において、青少年女子の遊芸習得が完全には駆逐されがたい状況にあったことを示唆する。

キーワード：娘、三味線、遊芸、小新聞

## 目次

### 1 研究の目的

- 1.1 研究の背景
- 1.2 研究の目的
- 1.3 研究の方法

### 2 分析結果

- 2.1 「新聞」欄
- 2.2 「寄書」欄

### 3 まとめと今後の課題

#### 1 研究の目的

##### 1.1 研究の背景

本稿の目的は、「国家に益なき遊芸」観が支配的だったとされる明治初期の小新聞における〈娘〉<sup>1)</sup>の三味線習得をめぐる議論を検討することで、同

時期における青少年女子の遊芸習得の社会的位置づけについて考察することにある。

「遊芸」は「遊び」一般を指す場合もあるが、狭義には“遊びの近世的表出の一形態”を意味し、戦前期に広く用いられた言葉である。“論語、詩文、連歌、連俳、有職、能、鼓、箏、一節切、浄瑠璃、踊、小歌、滑稽、曲芸、口上、書道、茶道、立花、香道、蹴鞠、楊弓、囲碁、遊女、野郎”等の諸芸は、中世においては独学独習の「手すさび」として存在する場合もあったが、近世において、“師匠について芸を習う弟子がいる世界”と認識されるようになる<sup>2)</sup>。大正・昭和戦前期の余暇・娯楽に関わる社会調査を参照すれば、茶の湯、生花、琵琶、尺八、箏、三味線、踊、謡等が、庶民が習い覚える「遊芸」として挙げられる。近年の芸能に関わる歴史社会学的研究によれば、遊芸は、維新に際して「国家に益なき遊芸」として、その地位を相対的に低下させた<sup>3)</sup>が、明治後期～大正期において、①(1880年代後半に)欧化主義への反動、国粹主義の流れから「伝統」としての社会的認識を得た、②各芸能の家元が近代的なカリキュラムを確立する努力を続け、(未婚)女性の礼儀作法や教養としての意味づけを行った、③(1899年に)高等女学校令によって各府県に最低一校の高等女学校設置が義務づけられると、和洋折衷的な教育方針から、1900～1910年代には、茶の湯、生花、

箏等が随意科目、課外科目として取り入れられ始めた<sup>4)</sup>、④(茶の湯に関して)数寄者達が遊芸を高尚な「趣味」と読み替えた<sup>5)</sup>、⑤「一家団欒」を中心とする「家庭」像の登場によって、遊芸も家庭の「趣味」と捉えられるようになった<sup>6)</sup>、という諸要因によって、その社会的位置づけを維持・回復させた。さらに、大正期半ばから昭和期以降、万が一の際の職業準備として中・上層女性向けの稽古事の対象としても認識されるようになった<sup>7)</sup>。すなわち遊芸イメージは、明治後期～戦前昭和期にかけジェンダー化されながら維持・回復したとされる。

## 1.2 研究の目的

それでは、「国家に益亡き遊芸」観が支配的だったとされる明治初期において、青少年女子の遊芸習得の社会的位置づけは、具体的にどのようなものだったのだろうか。

教育史研究においては、専ら就学の阻害要因として青少年女子の遊芸習得の存在を指摘してきた。麻生千明は、教育雑誌等の検討から、“特に都会賤家の場合は、技芸の稽古は決して余暇の嗜みとしてではなく、その芸をもって家計を助けたり、将来の蓄財のためという経済的動機が大きく、父母もそれを期待する傾向が強かった”<sup>8)</sup>、と推測している。また、河田敦子によれば、明治初期の就学告諭でも“比較的裕福な商家等に生まれて遊芸を習わされた女性に対し、教育がないために身売りや淫行に陥ることを阻止しようとして学問の必要性を説い”<sup>9)</sup>ている。

しかし、これらはいずれも、教育関係者が抱いた遊芸観であり、庶民層が実際にどのような啓蒙的な遊芸観に触れ、またそれらに、どのように応じたかについては十分考察されていない。

以上に対し本稿は、明治初期小新聞(1874-1886)において展開された〈娘〉の三味線習得に関わる議論から、同時期における青少年女子の遊芸習得の社会的位置づけの諸相について考察する。研究の対象、分析の素材については以下で詳述する。

## 1.3 研究の方法

### 1.3.1 研究の対象

本稿では、以下の理由から、遊芸の中でも、三

味線を考察の対象として据える。

第一に、明治初期において、三味線音楽は、遊芸の中でも、稽古事としての普及力が高かったことが予想されるためである。塚原康子によれば、1875年2月に東京府に賦金を申告した遊芸人の名簿である『諸芸人名録』(西村隼太郎編、丸家善七)に収録されている2898人中1697人(58.6%)は三味線音楽を身につけていたと考えられ(義太夫、長唄、常磐津、清元、新内、古曲、三味線歌曲の他芸妓を含む)、1871年の盲官廃止や、幕府の扶持の喪失といった、制度的変革の影響を受けた箏曲や能楽とは対照的に、“明治初年の東京では、さまざまな三味線の音色が江戸の昔に変わらずひとり艶やかに響きわたっていた”<sup>10)</sup>。

第二に、三味線は、近世後期において、町人層の娘が、武家奉公を目的に、その上達を目指した遊芸であり、明治初期における青少年女子の遊芸習得に関する議論の中でも、中心的な位置を占めたと予想されるためである。TANIMURA Reikoによれば、近世後期において、町人層の娘は、武家奉公を通じた、武家の振る舞いや生活習慣という文化資本を獲得することで、将来的に、町人間で良縁を得たり、大名家等の高位の武家の老女や側室になることが可能となった。当の武家社会において三味線の威信は高くなかったが、武家奉公の際に、三味線の能力を求める大名等の存在によって、ヴィクトリア朝イギリスの中・上層の女子の楽器(ピアノ、ヴァイオリン等)習得があくまで顕示的なたしなみであったのと異なり、近世後期の娘の三味線習得に際しては、その上達も求められたという<sup>11)</sup>。

なお、明治初期における庶民層の三味線習得の展開に関しては、音楽史、文学史、メディア史研究等で触れられているが、いずれも、青少年女子の三味線習得に特化して考察したものではない<sup>12)</sup>。

### 1.3.2 分析の素材

本稿では、分析の素材として、小新聞を用いる。

1874年頃から言論活動中心の「大新聞」とは別に娯楽活動中心の「小新聞」に東京各紙は類型化される<sup>13)</sup>。小新聞は“政府の文明開化策を推進させる媒体としての自負をもち”<sup>14)</sup>、識字能力のある士族～平民に読者を得たとされる。1875～1886年にかけて小新聞は、大新聞に比べ、圧倒的な発行

部数を誇っている（東京府内で発行されていた諸新聞の平均発行部数を示したのものとして以下図 1 参照のこと）。

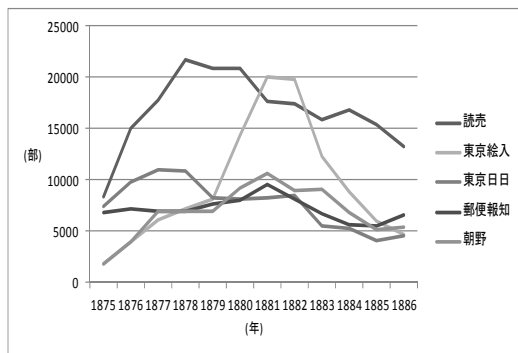


図 1：明治初期における新聞発行部数

出典) 土屋礼子『大衆紙の源流—明治期小新聞の研究—』世界思想社,2002,pp.273-274 を参照して筆者作成。一部推計値含む。

この明治初期の小新聞において、新聞と読者のコミュニケーションに重要な役割を果たしていたのが投書欄である。土屋礼子によれば、小新聞の投稿欄は、①取材体制が完備されていない当時において、“一般記事の取材活動を補い、情報を提供する活動と重なりあ”<sup>15)</sup> い、②投稿家同士や、投稿家と新聞社間の直接的な交流を生み出し、そのサロンの雰囲気や再反映されることで、“庶民に親しみやすい雰囲気を新聞紙上につくり出した”<sup>16)</sup>。土屋の調査によれば、投稿家には、男性中心、江戸出身、出身階層としては武士層もしくは商人層という偏りがある<sup>17)</sup> もの、投書家は“読者と新聞社の間に位置”<sup>18)</sup> する存在だった。また、石堂彰彦によれば、開化期の小新聞は創刊当初から“読者の意向を無視して紙面を構成することは困難”であり、新聞の編集者側も“掲載する投書によって選別しながら、読者自身が納得して開化を受け入れていく道筋を切り開くこととな”<sup>19)</sup> った。したがって、明治初期の小新聞の投書には、喫緊の社会問題に対して庶民層が抱き得る見解の選択肢が挙げられていると考えられ、〈娘〉の三味線習得をめぐる議論についても、編集者側と投書家間の見解の異同を検討することで、庶民層が実際に触れた啓蒙的な遊芸観及びそれへの応答のパターンが明らかになると考えられる。なお、小新聞のうち、「三大小新聞」と呼ばれる

のが、『読売新聞』、『東京絵入新聞』、『仮名読新聞』であり、小新聞の誕生から終焉にあたる<sup>20)</sup> 1874～1886年においては『読売新聞』、『東京絵入新聞』<sup>21)</sup> が継続して刊行されていたが、本稿では、最も発行部数の多かった『読売新聞』の関連記事 45本を検討していく<sup>22)</sup>。

## 2 分析結果

『読売新聞』は、政府の法令の掲載欄として「官令」、一般記事欄として「新聞」、投稿欄として「寄書」、広告欄として「稟告」欄が常設され、〈娘〉の三味線習得に関する編集者側の情報、見解は「新聞」欄に、投書家の情報、見解は「寄書」欄に掲載された。本章では、「新聞」欄、「寄書」欄毎に記事を整理する<sup>23)</sup>。

### 2.1 「新聞」欄

「新聞」欄における〈娘〉の三味線習得に関する記事は、編集者側が、就学の必要性を説きつつ、三味線習得を中断、もしくは忌避する〈娘〉やその親を賞讃し、逆に、三味線習得に執着する〈娘〉やその親を糾弾するものである。

まず、三味線習得を中断した〈娘〉やその親は以下のように評価されている。

親がよいので此節三味線などを習はせても所詮ろくな者へ成られない人の上へ座ったところが寄せの高座ぐらいだからとて三味線を止させて学校へ通はせませんが<以下略> (1876.3.4)

踊りや三味線を止て一心不乱に(読み書き、勉強に一引用者)精を出しますが実に頼母しい娘たちでハ有りませんか (1876.3.9)

親父が此頃ハ遊芸で世を渡る時節で無いから止るといひ十六で始めて学校へあがり昨今ハ一心に読書を勉強し又此家の弟子達も職の間にハ幸次郎が頻りと読書を励ませるのハいかにも奇特でござります (1877.11.11)

逆に、三味線習得に執着する〈娘〉やその親は以下のように表現されている。

是(岡山県の〈娘〉)が読み書き・算盤に励むこ

と一引用者) から見ると流石東京ハ御膝元だけあってどうしてどうして女学校は盛りで三絃やおどり杯を習はせる愚親ハ一人も有りませんといひたいがまだ少しツツは有ります是も無法に止めて仕まへといふと遊芸の御師匠さんが食へませんといつて捨てておくといつまでも学文や縫ものに巧な女ハ出来ませんハテ困ったものだ (1875.5.19)

特に、縁づいた元芸娼妓の娘を芸娼妓に戻そうとする親について“娘の豆を当に左り団扇で居る積りとハさてさて浅はかな親たち” (1877.3.17) としている。

このように、編集者側は、〈娘〉の三味線習得を就学との対比を明確にすることで否定したが、以下のような記事の存在から、その戦略自体に自覚的であったことが推測される。

是まで娘が三味線を精出さぬとて親が打つやら擲くやらして毎日毎日子供を責めたてた家が三軒ばかり有るが昨今漸やく新ぶんを読んで成ほど今の御時節でハ三味線や踊りハ習はせぬ方がよい子供は読書をさせるが第一だと心づいて三味線ハ以来御廢しにしてやるその替りに本や手習を精出さぬと其分でハ置かぬと娘たちへいったといふ追々よい事を聞きこみます (1875.7.9)

娘おみなハ今年二八の花盛りことにペンペンが達者で自分も三筋の糸で世を渡らんと軽業のやうな危ひこととも知らず親や兄へ強て三味線の師匠をいたしたいと申て此の春名を取り文字菊と改めて師匠を始め弟子も可成ついたうちに新聞を見出し成ほどと感心して此せつ親や兄へ向ひはまで三味せんはよいものと思つて居たのは私が悪うございました是からは堅気になるから此師匠を止させて堅い所へ奉公に出して下さいと頼み此せつ口を探して居るといふ大出来大出来 (1875.10.19)

始のうちハ親達も (娘のお虎が一引用者) 新聞などを読むと高慢に成つて悪いと止てもお虎ハ聞入れずに読ミ其隙にハ針仕事を一心にする様になり親父も追々ひき込まれて此節ハ大坂日報攪眠新誌などを取り寄せて見るから世間の様子も知れ全く村上さん (新聞好きの隣人一引用者) のお蔭だといつて悦んで居ると知らせて来まし

たが新聞をよむのハ結構なこと自分の田へ水を引くのでは無いが (1877.4.23)

以上のように、編集者側は、実例を挙げながら、〈娘〉の三味線習得という「因習」を駆逐する、という立場を表明すると同時に、新聞の影響力に触れることで、その立場を正当化していたと言える。

それでは、編集者側は、強く推奨している就学のメリットについてはどのように述べられているだろうか。この点に関しては、“(清元という一引用者) 浮気な稽古ハ止て早く本とうの芸を教へればいいに” (1877.12.22), “何でも親から気を直さなければバ子供ハ本ものハ成りません” (1878.1.10) といったように、具体的には述べられておらず、“百人に一人も” 思いつかないほどの成功例として、ある娘が、“男女同権” の達成の為に、製作寮の女工場に入学し、“給料も可なり取れるやうになり”, 親も娘の三味線習得に費やされた費用、時間を後悔する、という〈娘〉の経済的自立の例が紹介されているのみである (1875.9.20)。

以上のように、「新聞」欄において、編集者側は、〈娘〉の三味線習得と就学との対比を (その対比が社会的支持を得ていることを示しつつ) 明確にし、〈娘〉の三味線習得という因習から脱却するよう、読者を啓蒙していた<sup>24)</sup>。

## 2.2 「寄書」欄

次に「寄書」欄を検討すると、投書家は、「新聞」欄の傾向に回答するように、〈娘〉の三味線習得という「因習」を駆逐する、という立場を表明していた<sup>25)</sup>。

三味線は遊び道具といふ事は皆さんごぞんじでありましやうがこの東京のやうな御膝元の処でさえ自慢らしく屁の役にもたたぬ三味線を女子供に教へて喜んでおいでなさるのがどふも私はよくないとおもひます一体子供の五六歳のころは極大切なもので此から親のおしへが悪いと愚味になりますにそれになんで三味せんやらおどりのと肝心の手習算盤裁縫などは打やツて役にも立ぬ事を教へなさはどふもよくないとおもひますその暇に肝心の日用の芸を教へなすたらようございませうやうなんと皆さんどふでござります (深川大工町の里井某, 1875.5.7)<sup>26)</sup>

世間に女子を持し親たちハよくよく御趣意をかしこみて無益の三味線など習はするを止め其時月をよみ書かへさせなば生涯の徳いかばかりぞや（野保奈奴太，1875.5.19）

是からハ女でも士農工商ともに一家の主人となり先祖の家名を起される身なれば昔の様にたわけた音曲小唄などに長の月日をおくらずに親たちも子供衆もよく考へて学文を精出し外國の婦人などに笑はれぬ様にいたしたいものでござります（本銀町丁目 栗原梅生，1875.10.8）

こんな遊芸（三味線や踊り一引用者）を覚えて居ればこそ芸者にならうといふ念もおこり遊芸の覚えがなければいくら鉄面皮でも芸者にならうといふ思ふまいア、遊芸を教へるのハ親がわるいイヤまでこんな女は芸がまかつたら娼妓になると云だらう（下谷通新町 西村，1877.4.21）

また、一部の投書家は新聞の影響力について言及し、編集者側の立場への賛同を積極的に表明していた。猪飼世話太は、投書に、華美な官員の娘達の濼いについて報告した上で、“夫よりハまだまだ御嬢さんに習はせねばならぬ緊用な実学が段々有りましたやうネー鈴木田さん”と、編集長鈴木田正雄に呼びかけて締め括っている（猪飼世話太，1875.5.18）。同様に、實餅直太は、“モシ鈴木田さん喜でお呉なさい此節ハ新聞の御蔭で大分官員様や華族様の御身持が直ります”という書き出しで、ある華族の娘が、『読売新聞』の記事を契機に三味線、踊りの稽古を中断したことを知らせている（實餅直太，1875.6.28）<sup>27）</sup>。

一方で、娘の三味線習得に対する批判の予先を、未就学問題と関わらせながら、以下のようにズラす記事も存在した。

第一に、色恋や心中を題材とする三味線音楽それ自体に対する批判である。猪飼世話太は、常磐津、清元等の三味線音楽の語りや踊りが“春画の前文のやうで現在親の前で子が唄ふべき文句でハ”なく、“大事な嬢さんもいつか色気づいて頓だ間違ひ”をすることを懸念している。同様に、海運橋邊の世話焼老婆は三味線は“音楽の中の一つで音楽といふものは各国にあるものゆゑしひて悪ひといふ”わけではないが、“今東京で習ふのは音楽でなく淫学”であるとして、以下のような懸念を示す。

矢張もう十四五に成ると不義をするやうに成ります処で親達は叱りもせず何若いうちはあたりまへだのと云ふ内に八ツの鐘と諸共に数尺の水底へ沈まして始めて悲しむ様な馬鹿けた事が東京の習わせゆゑクサレ女はかり出来るには困ります（海運橋邊の世話焼老婆，1875.5.30）<sup>28）</sup>

また、下横町月馬香洲は、“婦の児を淫奔にすると遊芸の師匠ばかりを責めますが師匠ばかりわるいではありません”として、師匠側を擁護した上で、“これは作者のこしらへた本が悪いのでありますから第一に此本の文句を改めてから師匠の教方も直したいものであります”と述べる（下横町月馬香洲，1875.9.27）。

第二に、〈娘〉の三味線習得それ自体よりも、〈娘〉の生活を追いこむ役人に対する批判を行う記事がある。出杉太郎は、人情や利口蔵に以下のように反論している。

貴社の新聞第九十四号に里井さんと何処かの人情さんと三味線が無益だとか無益ではないとかいって出ておりますが人情屋さん御聞きなさいあんな物がなんの役に立ましやうかまた御前さんの御言葉の様子でもまんざら三味線の無益といふ事を御存じないとも思はれませんまた上を習ふ下だからといつて悪風弊俗まで真似るには及びますまい<中略>官員と平民を兄弟に譬へて見れば兄が悪い事をすれば弟が諫め弟の悪事は兄が意見を加へるのが今日の人情でありますやう（出杉太郎，1875.5.23）

また、築地居留英国人コック定吉は、自身の夫が、“縁日に女の子が三味せんを弾いて袖袂を致して居”る姿を見て“「日本きたない子供三味せん弾く有ります私国あんなこと有りません日本開けません野蠻あります役人止める止める宜しい」と申さ”れることを報告している（築地居留英国人コック定吉，1875.11.19）。

第三に、遊芸師匠に対する批判である。深川西大工町の萬半兵衛は、ある魚屋が、娘を1カ月あたり12銭5釐で就学させ、また、同金額にて三味線の稽古につけさせるが、稽古には月謝以外に、糸代等謝礼が必要となるため、見兼ねた夫が、三味線の稽古を止めさせようとするが、妻が、土地柄からして稽古を止めさせるわけにはいかないこ

とを主張し、夫婦間で、隣人を巻き込んだ裁判が起ったことを伝えている（深川西大工町 萬半兵衛、1875.8.18）。これに対し、本所松井町一丁目の谷豊榮は、稽古の中断ではなく、①六歳以上の未就学者を弟子入りさせないこと、②月謝の他に一切謝礼を受け取らないこと、③行事によって出校を妨げないこと、④上記を犯した場合は10円を入学費として支払うこと、といった条件を定め、“これで活計が六ヶしいといふお師匠さんへ商売がへがようござります”と述べている（本所松井町一丁目 谷豊榮、1875.8.31）。

第四に、〈娘〉の就学機会の拡大を促すための批判である。夢中筆取の翁は、“諸新聞やさんが三味線を糞のやうにおたき成されますが可愛そうに婦のお師匠さん杯には何にも知らずに父母を食はせるための當はひがいくらも有ります”として、師匠を批判するよりは、“三味線をやかましく仰せらるるより早く女工場をおたてに成つて女の為になる手業を覚えさせ”るべきであり、それでもなお“三味線などを好んで惰のものがあるなら其時はいくら悪くいつても宜しう”とする（夢中筆取の翁、1875.6.19）。また、下谷の千多樓は、近所の長唄師匠が、少女達の言葉の誤りを直していることから、“中々東京中の子供を残らず今学校へあげるといふのハとても行はれ”ないことを踏まえ、三味線習得を擁護している（下谷 千多樓、1876.2.29）。

以上のように、「寄書」欄において、投書家達は、一方で、「新聞」欄に掲載されていたような編集者側の意見に応答するように〈娘〉の三味線習得という「因習」を駆逐する、という立場を表明し、さらには新聞の影響について言及することで編集者側の立場への賛同を積極的に表明する場合もあった。ただし、また一方では、〈娘〉の三味線習得それ自体ではなく、三味線音楽への批判、役人への批判、遊芸師匠への批判、就学機会の少なさへの批判へと論点がズラされる記事も存在していた。

それでは、「寄書」欄において、就学のメリットはどのように示されていただろうか。猪飼世話太は三味線にかける“此入費を学校へ掛け成長して親の難有みをしみじみ思ひ知る様な業を覚えさせる方が何よりの上策と存じますゆゑ娘子を左様の稽古に御遣はしの親達へ御聞かせし度”と述べる（猪飼世話太、1875.5.18）。また、表神保町の熊谷はより具体的に、“此遊芸を仕込む金で本とうの

芸を習はせれば女だとして立派な月給とりに成られ（化粧品は貰へないが）馬丁つきで馬車の出入りも心のまま”とし、“我娘が教師にでも成つて家から立派に出勤する”姿を挙げている（表神保町 熊谷、1876.6.8）。このように、投書家は、経済的自立を通じた親孝行を理想像として提示した。

### 3 まとめと今後の課題

以上のように、近世後期において、武家奉公を目的として、町人層の未婚女性の間で盛んに行われた三味線習得は、明治初期の小新聞において、脱却すべき因習として議論の対象となった。編集者側が企図したのは、青少年女子の未就学問題の解決であり、〈娘〉の就学の必要性に関しては、新聞の影響力も含め、賛同する投稿家が存在した。しかし、当時としては、青少年女子の、就学を通じた将来像が十分成立していなかったため、投書の中には、〈娘〉の三味線習得に対する批判が結果として徹底しないものも存在し、少数ながら挙げられた、経済的自立を通じた親孝行、という理想像も、三味線習得を通じて芸娼妓になるのと同様の金銭的な親孝行を意味していた。言い換えれば、小新聞の投書家たちは、未だ「良妻賢母」像<sup>29)</sup>すら提示されていなかった明治初期において、三味線習得を、青少年女子の生活から排除する論理を共有できていなかった。無論、石堂が指摘するように、投書の掲載も、編集者側の裁量の範囲内で行われたため、多様な投書が掲載されたことそれ自体も啓蒙の手段の一つだったにせよ<sup>30)</sup>、本稿の分析から、「国家に益なき遊芸」観が支配的だとされる明治初期においても、青少年女子の遊芸習得が完全には駆逐されがたい状況にあったことが示唆されるのではないだろうか。

本稿では遊芸の中でも、三味線に焦点を当てて検討したが、遊芸の種類によってそのイメージが異なったことは想像に難くない。また、資料の点でも、青少年女子が置かれた生活状況に関わる記事をより広く蒐集する必要があるが、これらを踏まえた考察は別稿に譲ることとしたい。

### 注

- 1) 以下、「娘」「少女」「令嬢」「芸妓」「娼妓」等の青少年女子の呼称を総称して〈娘〉と表記する。
- 2) 熊倉功夫「日本遊芸史序考—数奇者と茶の湯—」

<熊倉功夫編『遊芸文化と伝統』吉川弘文館, 2003 > pp.1-25.

3) 倉田喜弘『日本近代思想体系 18 芸能』岩波書店, 1988, pp.381-390, “明治の邦楽情報(上)”『季刊邦楽』第 58 号, 1989, pp.83-85, 『芸能の文明開化 明治国家と芸能近代化』平凡社, 1999, pp.44-52.

4) 熊倉功夫 “家元制度の復活”, “芸事の流行” <芸能史研究会編『日本芸能史第 7 巻』法政大学出版局, 1990 > pp.55-74, pp.221-238.

5) 熊倉, 2003, *op.cit.*, pp.22-24.

6) 拙稿 “明治後期・大正前期婦人雑誌にみる筆と「家庭」”『音楽学習研究』第 6 巻, 2011, pp.19-28, “明治後期・大正前期婦人雑誌にみる三味線イメージの変容—家庭の生成と遊芸の近代—”『余暇学研究』第 14 号, 2011, pp.3-14.

7) 鈴木幹子 “大正・昭和初期における女性文化としての稽古事” <青木保ほか編『近代日本文化第 8 巻 女の文化』岩波書店, 2000 > pp.48-71.

8) 麻生千明 “明治期における学齢女子の不就学要因としての遊芸の稽古と子守についての考察—明治期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する一考察・その 2”『地域総合文化研究所紀要』第 10 巻, 1998, p.20.

9) 河田敦子 “女子教育の推奨” <荒井明夫編『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』東信堂, 2008 > p.329. なお, 高瀬幸恵は, 就学告諭において否定的な評価を受けつつ出現する習俗として「踊(躍)」「歌舞」「酒」「遊芸」「芝居」「狂言」「演劇」「博奕」「節句」「祭祀, 祭礼, 祭典」「活花」「糸(絲)竹」「煎茶」「煙草」「喫煙」「三弦(絃)」「絃管, 絃歌」「賭博」を挙げている(高瀬幸恵 “旧習の否定” < *Ibid.* > pp.269-294.)

10) 塚原康子 “戦前の東京における「邦楽」” < E・クローペンシュタイン, 鈴木貞美編『日本文化の連続性と非連続性 1920 年-1970 年』勉誠出版, 2005 > p.443.

11) TANIMURA Reiko. “*Practical Frivolities: The Study of Shamisen among Girls of the Late Edo Townsman Class*” *Japan Review*, no.23, 2011, pp.73-96. なお, 近世後期における, 武家奉公を目的とした町人層の青少年女子の三味線習得については, 音楽史の視点から, 前原恵美 “『宴遊日記』に見られる芸能記録について”『東京芸術大学音楽学部紀要』29, 2003, pp.17-57, 近世女性史の視点から, 氏家幹人『江戸の少年』平凡社, 1989, 畑尚子『江戸奥女中物語』講談社, 2001, 水野悠

子『江戸東京 娘義太夫の歴史』法政大学出版局, 2003, 女子教育史の視点から, 志賀匡『日本女子教育史』琵琶書房, 1977, 高井浩・高橋敏『天保期、少年少女の教養形成過程の研究』河出書房新社, 1991, 関口すみ子『御一新とジェンダー 荻生徂徠から教育勅語まで』東京大学出版会, 2005, 歴史社会学の観点から, 池上英子『美と礼節の絆—日本における交際文化の政治的起源』NTT 出版株式会社, 2005 等の研究蓄積がある。

12) 倉田, 1999, *op.cit.*, pp.100-110, 佐伯順子 “「文明開化」の「遊び」”『日本の美学』第 15 号, 1990, pp.185-202, 矢島ふみか『筆三味線音楽と近代化』日本女子大学博士学位論文, 2007, 石堂彰彦 “『読売新聞』の開化と「伝統」—三味線と学問をめぐる議論—”『成蹊人文研究』第 16 号, 2008, pp.49-61, 鍋本由徳 “幕末・明治初年の歌舞音楽と社会の諸相—娼芸妓解放と俗曲との関わり—”『研究紀要』第 24 号, 2011, pp.157-196.

13) 山本武利『新聞と民衆』紀伊國店, 1994, p.34.

14) 土屋, *Ibid.*, p.34.

15) *Ibid.*, p.123.

16) *Ibid.*, p.123.

17) *Ibid.*, pp.119 - 122.

18) *Ibid.*, p.122.

19) 石堂, *op.cit.*, p.49.

20) 土屋は, 「小新聞」を, 『読売新聞』が創刊した 1874 年から, 『郵便報知新聞』がふりがなの採用, 連載小説の掲載, 価格引き下げ等を行い, その分類が意味をなくす 1886 年までの総ふりがな付き新聞を指すものとしており, 本稿もこの理解に従っている(土屋, *op.cit.*, pp.36-39.)

21) 『仮名読新聞』に関しては, 土屋礼子 “『仮名読新聞』投書欄の詩歌と作者たち”『一橋論叢』第 105 巻第 2 号, 1991 参照のこと。

22) 本稿では, 議論の大枠を把握するため, 記事の悉皆調査ではなく, データベースから記事を抽出した。具体的には, 読売新聞のウェブ・データベース「ヨミダス歴史館」を用いて, 創刊日 1874 年 11 月 2 日~1886 年 12 月 31 日までの記事のうち, 「遊芸」「三味線」及び各種三味線音楽(「長唄」「常磐津」「清元」「義太夫」など)といったキーワードをもとに記事を抽出した上で, 青少年女子の三味線習得に言及した記事を選択した。

23) 以下, 記事の引用に際しては, 旧字を新字に変更し, 執筆者, 発行年月日を ( ) 内に示す。また, 引用部分は同趣旨記事の一部であり, 付された下線は全て引用者による。

24) 同趣旨の記事として, 1876.2.19, 1876.4.24,

1876.11.4, 1879.4.22 (放誕子「読売雑譚」),  
1882.4.2, 1883.1.14 等。ただし、両親を失った自  
身を養女に迎えた両親への恩返しに新内の門付と  
なる娘は“ナント感心な心だて”と評価されてい  
る(1875.11.9)。

25) 下記以外にも、金澤港遊廊回春樓, 1877.8.31,  
不忍池畔 柳田條正, 1879.11.15。

26) これに対し、“貴社の九十四号に深川の里井  
さんが女の子に三味線を教へるは屁の役にもた  
ぬから日用の芸を教へよとの御相談私は二人女  
の子を持て居りますが先外に芸を教へるより三絃が  
一番出世の種と思ひますなぞといふにそういふ事  
を六ヶしくいふ立派な官員さん方が奥様やお妾を  
お求めなさるに三味線が出来なければいらぬ杯と  
おいひでありますして見ると里井さんの御心配は  
無駄かとおもひます夫れゆえ私の娘には三絃や男  
の機嫌をとる事を日々習はせませすも文明とか開  
化とかいふ時勢でありませう”という批判があ  
ったが(1875.5.14), その後、この投書への賛同  
者は現れていない。

27) 同様の記事として、隣町藤むらゑつ,  
1875.9.15。他にも、下野國壬生の櫻井善吾左衛  
門は、鈴木田の“年が若いから節々三味線、地  
獄、芸者其外の事を尻からこき出したやうにい  
って有りますが<中略>余り強くいふと看客が胆  
をつぶして仕まひますそこで老人の役でござるか  
らそくそく申上げませう”として、たしなめよ  
うとしつつも、結果として三味線習得の非実用性  
を主張している(下野國壬生 櫻井善吾左衛門,  
1875.7.12)。

28) 同様の記事として、賞楠堂鶴甫, 1877.4.30.

29) 深谷昌志『教育名著選集② 良妻賢母主義の  
教育』黎明書房, 1966→1998, 小山静子『良妻賢  
母という規範』勁草書房, 1991.

30) 注 19) 参照のこと。

## 付記

本稿の執筆にあたり、平成 23 年度日本学術振  
興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費)「都市  
新中間層の『娘』教育における遊芸の位置と機能」  
の助成を受けた。



# The Argument on Girls' "*Shamisen*" Skill Acquisition in a Popular Newspaper of Early Meiji:

## A Study on the Modernization of "*Yugei*"

Koichi UTAGAWA<sup>†</sup>

<sup>†</sup>Doctor Course, Graduate School of Education, the University of Tokyo/JSPS Research Fellow

This paper considers the various aspects of the social positioning of girls' *Yugei* acquisition in the period through an examination of the argument involving the *Shamisen* skill acquisition of a "daughter" in a small newspaper of early Meiji.

Although the *Shamisen* was mastered by the young women in the townspeople's social class with the aim of servicing samurai families in the second half of the modern period, in a small newspaper of early Meiji, it was exposed to criticism from both the editors' side and contributors as a convention which barred them from entering school. However, since the future course of the women who did enter school was not an image that was shared socially in those days, the contributors did not thoroughly criticize the young women's acquisition of *Shamisen* itself.

From the above, it can be suggested that in early Meiji, even with its dominant outlook of "*Yugei* has no value to the state," the situation was such that a young woman's *Yugei* acquisition was hard to be driven out completely.

Keyword: girls, *Shamisen*, *Yugei*, small newspaper